

プルサーマル計画に対して宮城県の慎重な対応を求める意見書

東北電力の女川原発3号機でのプルサーマル（酸化プルトニウム混合燃料の使用）実施について、経済産業省が今年1月8日にこれを許可し、宮城県を含め地元自治体の同意に焦点が移っています。

日本のプルトニウム利用については、もともとは高速増殖炉が想定されていました。想定外だった軽水炉でのプルサーマル発電が急浮上したのは、「もんじゅ」の事故などに起因しています。しかも、プルサーマルは10年以上も前に持ち出されながら、茨城県東海村での臨界事故、プルサーマル用核燃料のデータ捏造、福島第1・第2原発などでの東京電力によるトラブル隠しが相次ぎ、一たん了承した地元自治体がこれを撤回したという経過をたどりました。

プルサーマルが、運転制御のリスクの増加、現場労働者の被曝線量の増大、MOX燃料と使用済み燃料の保管上の課題など、リスクをふやすことはだれもが認めています。

また、地震学の研究の進展に伴い、耐震安全基準の不備が指摘されて新指針が策定されたものの、新潟県中越地震において柏崎刈羽原発がこの基準をも上回る地震動に見舞われました。原発の耐震安全性の確保については、学際的な探求が求められている状況にあります。

六ヶ所工場では、使用済みウラン燃料の再処理すら稼動しておらず、使用済みMOX燃料に対応する第2処理工場についてはすべてがこれからです。プルサーマルをこのまま実施すれば、使用済みMOX燃料は数十年以上の長期間にわたって女川原発のサイト内に貯蔵・保管されることとなります。原発の立地市町では、プルサーマルの実施時期について「再処理事業のめどが立ってからにすべきだ」とする根強い意見が消えていません。

女川原発の立地市町の住民の間には、東北電力が繰り返しトラブルを引き起こしたことに加えて、宮城県沖地震が確実に発生すると予想されている中で、不安感が根強くあります。

チェルノブイリ原発事故は、半径200キロメートルにも及んでいます。大地震と連動した過酷事故などがあつた場合、広範な県民への影響は免れません。同時に、魚介類や農産物の出荷停止などの甚大な被害と、安全性が確保される

までは、想像を絶する被害が想定されます。さらに、市民一人ひとりの継続的な健康診断の実施など、健康被害が心配されます。

プルサーマルは、直ちに着手しなければならない喫緊の課題ではなく、エネルギー政策においても、その安全確保においても、もっと議論されるべき点を多く抱えています。

したがって、名取市議会は、女川原発におけるプルサーマル実施については、地域住民の理解を得られるようさらなる安全性の確保に努めるべく、慎重な態度をとるよう要請するものです。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月9日

名取市議会議長 渡邊 武

宮城県知事 殿